

第 43 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会 資料一覧

- ー 次第
- ー 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会委員及び幹事名簿
- ー 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱

- 資料 1 第 42 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施結果まとめ
- 資料 2 令和 7 年度 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈実績
- 資料 3 駅前放置自転車等の現況と対策 ー令和 7 年度調査ーについて（概要）
- 資料 4 第 4 次 東京都自転車安全利用推進計画（概要版）
- 資料 5 第 43 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱（案）
- 資料 6 第 43 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領（案）
別紙 計画書兼報告書

（区市町村用、鉄道・バス事業者用、構成・協力団体用）

- 資料 7 駅前放置自転車クリーンキャンペーン標語の継続使用について
- 資料 8 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱の改正について
別紙 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱改正案、
新旧対照表

第 43 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会

次 第

日時：令和 8 年 6 月 23 日（火）午後 3 時～
オンライン会議

1 挨拶

東京都 都民安全総合対策本部長 竹迫 宜哉

2 報告

- (1) 第 42 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施結果について
- (2) 令和 7 年度 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈実績について
- (3) 駅前放置自転車等の現況と対策－令和 7 年度調査－（概要）について
- (4) 「第 4 次 東京都自転車安全利用推進計画」について

3 議 事

- (1) 第 43 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱（案）について
- (2) 第 43 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領（案）について
- (3) 駅前放置自転車クリーンキャンペーンに使用する標語の継続使用について
- (4) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱の改正について

第43回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会 報告事項及び議案の概要説明

報告事項1 第42回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施結果の報告

【概要】

昨年度のキャンペーン実施結果の概要になります。報告書全文は東京都都民安全総合対策本部総合推進部ホームページに掲載しましたのでご確認ください。

[\(第42回駅前放置自転車クリーンキャンペーン 報告書\)](#)

報告事項2 令和7年度 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈実績

【概要】

地域で放置自転車対策に貢献している個人・団体について、毎年度、区市町村から推薦をいただき、選考の上、感謝状を贈呈しています。

昨年度は 株式会社 西友 西荻窪店様に贈呈しました。

報告事項3 「駅前放置自転車等の現況と対策 ―令和7年度調査―」について

【概要】

例年、区市町村や関係団体のご協力により実態調査を実施し公表しています。調査内容は各駅の放置状況や自転車等駐車場の整備状況、放置自転車等の撤去状況等です。

今回の調査では、都内の駅周辺における放置自転車の台数は 13,394 台まで減少させることができました。

調査結果の全文は、東京都都民安全総合対策本部ホームページに掲載していますのでご確認ください。

[\(都内における駅前放置自転車の現況 掲載ページ\)](#)

報告事項4 「第4次 東京都自転車安全利用推進計画」について

【概要】

東京都は、令和8年4月、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく「東京都自転車安全利用推進計画」を改定しました。改定にあたり「東京都自転車安全利用推進計画協議会」における協議や都民等からも広く意見を募集しました。

なお、改定計画では、都内における駅前放置自転車の台数について、令和12年までの目標を12,000台以下にすることとしています

議案1 第43回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱（案）

【概要】

今年度のキャンペーン実施に向けて、目的、実施内容・時期、実施計画書の作成方法等について定めるものです。

議案2 第43回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領（案）

【概要】

推進委員会による実施大綱の承認後、推進委員会各団体に実施計画策定を依頼するための案文になります。

議案3 駅前放置自転車クリーンキャンペーン標語の継続使用について

【概要】

キャンペーンの統一標語について、来年度（第44回）のキャンペーンにおける標語継続使用可否について定めるものです。

議案4 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱の改正について

【概要】

設置要綱の「職指定」について、令和8年4月1日付 東京都の組織改編により、名称を変更したことの報告と、新たに構成団体からの申し出に基づき変更することを確認するものです。

第43回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会 委員・幹事名簿
(6月23日時点)

No.	団 体 名	委 員 会 委 員		幹 事 会 幹 事	
		役 職	氏 名	役 職	氏 名
会長	都民安全総合 対策本部	本部長	タケサコ ヨシヤ 竹迫 宜哉		
1	国土交通省 関 東地方整備局	東京国道事務所長	ホンダ タカシ 本田 卓	管理第一課長	オカムラ タカユキ 岡村 隆行
2	国土交通省 関 東地方整備局	相武国道事務所長	ヤナダ マユミ 柳田 真由美	管理第一課長	オオカワ トクロウ 大川 徳郎
3	警視庁	交通部交通規制課 長	カネコ ケンジ 金子 賢治	交通規制課課長代 理	ナカガワ マサムネ 中川 政宗
4	東京消防庁	警防部参事兼警防 課長	コミヤ ミツヨ 小宮 充豊	警防部副参事(警防 担当)	ムラヤマ タカユキ 村山 隆之
5	江東区	土木部長	セイダ ミツハル 清田 光晴	地域交通課長	カワノ ヒデアキ 川野 英明
6	新宿区	みどり土木部長	セキグチ トモキ 関口 知樹	交通対策課長	コタニ タケヒコ 小谷 武彦
7	文京区	土木部長	オノ ミツユキ 小野 光幸	土木部管理課長	ハシモト ジュンイチ 橋本 淳一
8	目黒区	都市整備部長	テルイ ミナコ 照井 美奈子	土木管理課長	クノウ アツシ 久能 淳
9	豊島区	土木担当部長	マツダ ヨシタカ 松田 芳隆	自転車対策担当課 長	ウチダ マコト 内田 誠
10	多摩市	都市整備部長	コヤナギ カズナリ 小柳 一成	都市整備部道路交 通課長	イイダ コウイチ 飯田 航一
11	八王子市	道路交通部長	ナカザト カズノリ 中里 和徳	交通事業課長	イトウ マサヨシ 伊藤 雅佳
12	清瀬市	都市整備部長	タムラ フミヨシ 田村 文義	都市整備部建設課長	サエキ ケイイチ 佐伯 圭一
13	小金井市	都市整備部長	タベイ カズヨシ 田部井 一嘉	交通対策課長	ワタナベ ケンスケ 渡邊 健介
14	稲城市	都市建設部長	オザワ カズヒロ 小澤 一浩	管理課長	キドコロ トシユキ 城所 敏幸
15	日の出町	協働推進課長	ハギワラ テツ 萩原 哲	協働推進課長	ハギワラ テツ 萩原 哲

16	東日本旅客鉄道(株)	首都圏本部企画総務部経営戦略ユニットチーフマネージャー	サクライ アキオ 櫻井 昭夫	首都圏本部企画総務部経営戦略ユニット マネージャー	マツモト ツヨシ 松本 剛
17	(一社)日本民営鉄道協会(関東鉄道協会)	運輸部長	クリハラ アキヒロ 栗原 明宏	運輸調整部業務第二課 課長補佐	キノシタ シエ 木下 史絵
18	(一社)東京バス協会	常務理事	イシカワ マコト 石川 誠	安全・環境部長	ミヤハラ トシオ 宮原 利夫
19	(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	常務理事	コサカ カズヒロ 小坂 和弘	業務部次長	アサミ ケンイチ 朝見 賢一
20	東京商工会議所	広報部長	スギサキ トモリ 杉崎 友則	広報部見える化推進担当課長	コミカド シュン 小御門 俊
21	東京都商工会連合会	専務理事	ワタナベ ユカ 渡辺 由佳	事務局長	オノデラ タカシ 小野寺 崇
22	東京都商店街振興組合連合会	事務局長	イチムラ トシカズ 市村 敏和	組織課長	シマダ ケンジ 島田 健治
23	(一財)自転車産業振興協会	常務理事	ゴトウ ヒロユキ 後藤 浩之	事業部課長代理	サイグサ リュウヘイ 三枝 竜平
24	東京都自転車商協同組合	理事長	オオエ タクミ 大家 巧	事務局次長	ニッタ タカヒロ 新田 貴宏
25	(一社)全国銀行協会	総務部長	モロエ ヒロアキ 諸江 博明	総務部次長	ヤマグチ オサム 山口 修
26	関東百貨店協会	理事	サトウ ノブヒコ 佐藤 信彦	事務局長	ナカヤマ トモユキ 中山 智行
27	(一財)日本自転車普及協会	業務執行理事	クリムラ オサム 栗村 修	参与兼事務局長	オオシマ タケミ 大島 武巳
28	(一社)日本二輪車普及安全協会	東京都二輪車普及安全協会会長	ムラカワ コウジ 村川 幸二	東京都二輪車普及安全協会 事務局長	タジマ カズオ 田島 和雄
29	(一財)東京都交通安全協会	理事長	オオウラ シゲル 大浦 茂	安全対策部長	ハヤシ ジロウ 林 二郎
30	東京都公立高等学校長協会	東京都公立高等学校長協会 会長	ゴトウ ヒロシ 後藤 洋士	事務局長	ゾウサク サトミ 造作 聡美
31	(一財)東京私立中学高等学校協会	文化部副部長	タキグチ カズエ 滝口 佳津江	事務局長	ネモト コウタロウ 根本 浩太郎
32	東京都町会連合会	副会長	7月1日決定予定	副会長	7月1日決定予定
33	(一社)東京宝くじ協会	専務理事	ヤガサキ カズユキ 矢ヶ崎 一之	監事	オンダ テイジ 恩田 禎司

34	(公財)自転車駐車場整備センター	常務理事	ナグラ ヒロヒサ 名倉 祐久	総務部課長	ニシザキ トモミチ 西崎 智道
35	(一社)東京母の会連合会	副理事長	カノウ ノリコ 加納 紀子	事務局長	カサイ ミカ 葛西 美加
36	(公社)東京都専修学校各種学校協会	専務理事・事務局長	イヅカ ミキコ 飯塚 美紀子	総務経理課長	ノダ テルコ 野田 照子
37	(公財)東京しごと財団	区市町村シルバー人材センター代表	ミヤチ キヨシ 宮地 潔	総合支援部シルバー人材センター課長	ウエノ ヨシエ 上野 芳江
38	(公社)東京都老人クラブ連合会	会長	トヤマ カツミ 外山 克己	事務局長	ヨシイ エイイチロウ 吉井 栄一郎
39-1	東京都障害者団体連絡協議会	(一社)東京都肢体不自由児者父母の会連合会会長	イケベ マユコ 池邊 麻由子		
39-2	〃			公益社団法人東京都盲人福祉協会 副会長	ササキ ムネマサ 佐々木 宗雅
40	東京消費者団体連絡センター	事務局長	ホシノ アヤコ 星野 綾子	事務局次長	コウラ ミチコ 小浦 道子
41	生活文化局	私学部長	ハットリ ユウキ 服部 勇樹	私学部私学行政課長	セト ユウイチロウ 瀬戸 裕一郎
42	福祉局	事業調整担当部長	ヤジマ ツヨシ 矢島 剛	福祉のまちづくり担当課長	シノ カズコ 篠 和子
43	建設局	道路管理部長	サワイ ハルミ 澤井 晴美	監察指導課長	クラモチ オサム 蔵持 修
44	交通局	電車部長	イナガキ ヒロマサ 稲垣 宏昌	電車部事業改善担当課長	ユアサ シンイチロウ 湯浅 真一郎
45	教育庁	指導部長	ヤマダ ミチト 山田 道人	指導部高等学校教育指導課長	コバヤシ ヤスシ 小林 靖
46	都民安全総合対策本部	総合推進部長	ウマガミ サチコ 馬神 祥子	総合推進部長	ウマガミ サチコ 馬神 祥子
47				交通安全担当課長	ミウラ ヒロカタ 三浦 弘賢
49				交通安全対策担当課長	タイラ シュウイチ 平 修一
50				交通安全対策担当課長	ヨシモト カズヤ 吉本 一也

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱

	昭和59年	5月16日	59生文企交第	23号
改正	令和4年	10月3日	4生安総第	601号
改正	令和5年	7月24日	5生安総第	345号
改正	令和6年	4月1日	6生安総第	9号
改正	令和7年	3月25日	6生総総第	2818号
改正	令和7年	6月24日	7安総総第	379号

(設置)

第1 放置自転車問題を広く都民に訴えるための「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を関係機関・団体が相互に協力して実施するため、駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱の策定
- (2) 関係機関・団体が策定する「クリーンキャンペーン実施計画」の調整
- (3) その他駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施に必要な事項

(構成)

第3 推進委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、別表1及び別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱をした日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で委員を変更する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5 会長は、都民安全総合対策本部長をもって充てる。

2 会長に事故があるときは、会長が指定する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第6 推進委員会は、会長が招集し、主宰する。

(幹事会)

第7 推進委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進委員会から付託を受けた事項について協議・調整する。

3 幹事会は、幹事をもって構成する。

4 幹事は、別表1に掲げる委員が指名する者及び別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事の任期は、委員の任期を準用する。

6 幹事会は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部長が招集し、主宰する。

(標語選定委員会)

第8 幹事会に標語選定委員会を置く。

2 標語選定委員会は、駅前放置自転車クリーンキャンペーン統一標語について協議・調整する。

3 標語選定委員会は、別表1の1区代表1名、同市代表1名、別表1の2鉄道・バス等事業者代表1名、別表1の3商工業団体代表1名、別表1の4交通安全普及団体等代表1名、別表

3 代表 4 名及び首都圏放置自転車対策協議会代表 1 名により構成する。

4 標語選定委員長は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部長をもって充てる。

5 標語選定委員会は、標語選定委員長が招集し、主宰する。

6 標語の募集及びその他の事務は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課が行う。

(公開等)

第 9 推進委員会、幹事会及び標語選定委員会は、公開で行うものとする。ただし、推進委員会幹事会及び標語選定委員会の決定により非公開とすることができる。

2 推進委員会、幹事会及び標語選定委員会の会議録等は、公開するものとする。

(庶務)

第 10 推進委員会の庶務は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課において処理する。

(その他)

第 11 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、東京都都民安全総合対策本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 59 年 5 月 16 日から施行する。

2 要綱第 4 の規定にかかわらず、当初の委員及び幹事の任期は、昭和 60 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (60 生文総交第 20 号)

この要綱は、昭和 60 年 5 月 2 日から施行する。

附 則 (61 生文総交第 35 号)

この要綱は、昭和 61 年 5 月 27 日から施行する。

附 則 (62 生文総交第 19 号)

この要綱は、昭和 62 年 5 月 13 日から施行する。

附 則 (2 生文総交第 254 号)

この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 3 及び第 5 の第 2 項の改定規定は平成 2 年 7 月 19 日から施行する。

附 則 (7 生文総交第 56 号)

この要綱は、平成 7 年 5 月 9 日から施行する。

附 則 (8 生文総交第 14 号)

この要綱は、平成 8 年 5 月 10 日から施行する。

附 則 (10 生文総交第 23 号)

この要綱は、平成 10 年 5 月 18 日から施行する。

附 則 (11 生文総交第 327 号)

1 この要綱は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

2 東京都情報公開条例 (平成 11 年東京都条例第 5 号) の公布の日前に開催された委員会及び幹事会の会議録等の取扱いについては、この要綱による改正後の駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱第 8 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (12 生文総交第 19 号)

この要綱は、平成 12 年 4 月 18 日から施行する。

附 則 (13 生都協交第 5 号)

この要綱は、平成 13 年 4 月 18 日から施行する。

附 則 (16 生文総安第 3 号)

この要綱は、平成 16 年 4 月 5 日から施行する。

附 則 (16 生文総安第 199 号)

この要綱は、平成 16 年 8 月 13 日から施行する。

附 則 (17 生文総安第 172 号)

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (17 青青総第 459 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (18 青総総第 766 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (22 青総総第 13 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (22 青総総第 182 号)

この要綱は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則 (24 青総総第 140 号)

この要綱は、平成 24 年 6 月 22 日から施行する。

附 則 (25 青総総第 34 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。

附 則 (27 青総総第 31 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。

附 則 (28 青総総第 421 号)

この要綱は、平成 28 年 12 月 16 日から施行する。

附 則 (30 青総総第 782 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (3 都安総交第 1234 号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (4 生安総第 601 号)

この要綱は、令和 4 年 10 月 3 日から施行する。

附 則 (5 生安総第 345 号)

この要綱は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。

附 則 (6 生安総第 9 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (6 生総総第 2818 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (7 安総総第 379 号)

この要綱は、令和 7 年 6 月 24 日から施行する。

別表 1

- 1 行政機関
国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長
国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長
警視庁交通部交通規制課長
東京消防庁警防部参事兼警防課長
区 代 表（5区）
市 代 表（5市）
町 村 代 表（1町村）
- 2 鉄道・バス等事業者
東日本旅客鉄道(株)首都圏本部企画総務部経営戦略ユニットチーフマネージャー
（一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）運輸調整部長
（一社）東京バス協会常務理事
（一社）東京ハイヤー・タクシー協会常務理事
- 3 商工業団体
東京商工会議所広報部部長
東京都商工会連合会専務理事
東京都商店街振興組合連合会事務局長
（一財）自転車産業振興協会常務理事
東京都自転車商協同組合理事長
（一社）全国銀行協会総務部長
日本百貨店協会理事
- 4 交通安全普及団体等
（一財）日本自転車普及協会業務執行理事
（一社）日本二輪車普及安全協会東京都二輪車普及安全協会会長
（一財）東京都交通安全協会理事長
東京都公立高等学校長協会会長
（一財）東京私立中学高等学校協会文化部副部長
東京都町会連合会副会長
（一社）東京宝くじ協会専務理事
（公財）自転車駐車場整備センター常務理事
（一社）東京母の会連合会副理事長
（公社）東京都専修学校各種学校協会専務理事・事務局長
（公財）東京しごと財団区市町村シルバー人材センター代表
（公社）東京都老人クラブ連合会会長
東京都障害者団体連絡協議会 （一社）東京都肢体不自由児者父母の会連合会会長
東京消費者団体連絡センター事務局長

別表 2

東京都都民安全総合対策本部総合推進部長
東京都生活文化局私学部長
東京都福祉局事業調整担当部長
東京都建設局道路管理部長
東京都交通局電車部長
東京都教育庁指導部長

別表 3

東京都都民安全総合対策本部総合推進部交通安全担当課長	
〃	交通安全対策担当課長
〃	交通安全対策担当課長
〃	交通安全対策担当課長
東京都生活文化局私学部私学行政課長	
東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長	
東京都建設局道路管理部監察指導課長	
東京都交通局電車部営業課長	
東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長	

第 4 2 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施結果まとめ

- 1 実施期間：令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水）から 1 0 月 3 1 日（金）までの 1 0 日間
- 2 実施主体：東京都、区市町村（島しょを除く。）、国土交通省、警視庁、東京消防庁、J R 東日本、私鉄各社、バス・タクシー事業団体、商工業団体、高齢者団体、障害者団体、消費者団体、学校関係団体、交通安全普及団体等
- 3 統一標語：「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

4 活動結果

(1) 広報活動

放置自転車問題を広く都民に訴えるため、各機関・団体がそれぞれの役割に応じて多様な広報媒体を活用して広報活動を実施した。

ア 印刷物の掲示・配布

- ・ポスター 都：34,687 枚作成、区市町村：352 枚作成
J R・民鉄・都営交通駅構内、バス営業所（688 箇所、790 枚）、
電車・バス車内（15,629 箇所、15,629 枚）、学校、関係機関・団体（2,907 枚）
等に掲示
- ・リーフレット 都：103,102 枚、区市町村：36,250 枚作成
通勤・通学等自転車利用者、学校等に配布
- ・注意・警告札 56,813 枚 放置自転車に取付け
- ・広報紙、機関紙等 4,867,155 部 区市町、鉄道・バス会社、交通安全協会、商工業団体他

イ P R 用品等

- ・看板 808 枚 3 区、3 市
- ・横断幕 40 枚 5 区、5 市
- ・のぼり旗、活動品 6,737 枚 11 区、11 市

ウ その他の媒体

広報車、駅構内放送、庁内放送、防災無線放送、FM 放送、ケーブルテレビ、商店街放送、デジタルサイネージ、公式ホームページ、SNS、メールマガジン、バス車内広告

(2) 駅頭広報・撤去活動

広報実施駅数：実 数	123 駅	（区部 77 駅、市部 46 駅、町村部 0 駅）
延日数	870 日	（区部 491 日、市部 379 日、町村部 0 日）
撤去実施駅数：実 数	542 駅	（区部 401 駅、市部 140 駅、町村部 1 駅）
延日数	6,945 日	（区部 5,439 日、市部 1,498 日、町村部 8 日）
撤去台数：	6,987 台	（区部 6,432 台、市部 552 台、町村部 3 台）
広報・撤去活動参加人員：延	9,006 人	（区部 4,932 人、市部 4,058 人、町村部 16 人）
自動車動員台数：	延 2,025 台	（広報車 87 台、トラック 1,925 台、その他 13 台）

5 首都圏放置自転車対策協議会の活動

同協議会加盟の 3 県 5 政令都市（埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）において、クリーンキャンペーンを協力して実施した。

◆自転車の駐車違反について◆

資料 1

放置自転車は法律違反？

- 歩道上に駐車している自転車
→ (道交法 第47条第2,3項)
- 路側帯※の中に違法駐車している自転車
→ (道交法 第47条第2,3項)
- 交差点の直近に駐車している自転車
→ (道交法 第44条第1項)



罰金あり

駐車違反

※**駐車**とは

当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）
がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態
にあることをいう。**数分でも該当します！**

※**路側帯**とは

道路左側の路端にある
歩行者専用エリア



◆自転車の駐車違反について◆

根拠は「道路交通法」！

道路交通法（通称、「道交法」）より抜粋 ※車両とは 道交法 第2条第1項第8号
自動車、原動機付自転車、**軽車両**及びトロリーバスをいう。

道路交通法 第47条（駐停車の方法） **10万円以下の罰金**

第2項 車両※は、駐車するときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

第3項 車両は、車道の左側端に接して路側帯が設けられている場所において、停車し、又は駐車するときは、前二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

道路交通法 第44条第1項（駐停車禁止場所） **15万円以下の罰金**

車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分 など

その他、法律にも根拠が！

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（通称、「自転車法」）より抜粋
第12条第2項 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

※条例により撤去の対象となる可能性もあります。

令和7年度 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈実績

地域の放置自転車対策事業に積極的に協力し貢献している方に対して、知事名による感謝状を贈呈しました。

	功労者（敬称略）		主な功労内容
団 体	株式会社 西友 西荻窪店	杉並区	杉並区自転車放置防止協力員として 西荻窪駅周辺での自転車を放置する 自転車利用者への声掛け、警告札の 貼り付けなど

株式会社 西友 西荻窪店 活動のようす



活動の様子



活動時利用した警告札

授賞式の様子



知事感謝状贈呈式の様子



集合写真

「駅前放置自転車等の現況と対策－令和7年度調査－」について

－ 調査結果の概要 －

(用語の説明) ※自転車等 …… 自転車及び原動機付自転車
 ※自転車等駐車場 …… 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の駐車で、不特定多数の者が利用可能なもの

1 駅周辺における自転車等の放置状況 【図-1】 参照

都内の駅周辺（駅から概ね半径500m以内の区域）における自転車、原付及び自二を含む乗入台数（放置台数と自転車等駐車場の駐車台数の合計）は563,857台でした。このうち、自転車の乗入台数は545,983台で、そのうち**532,589台（約97.5%）**が自転車等駐車場に駐車され、残りの**13,394台（約2.5%）**が路上などに放置されていました。

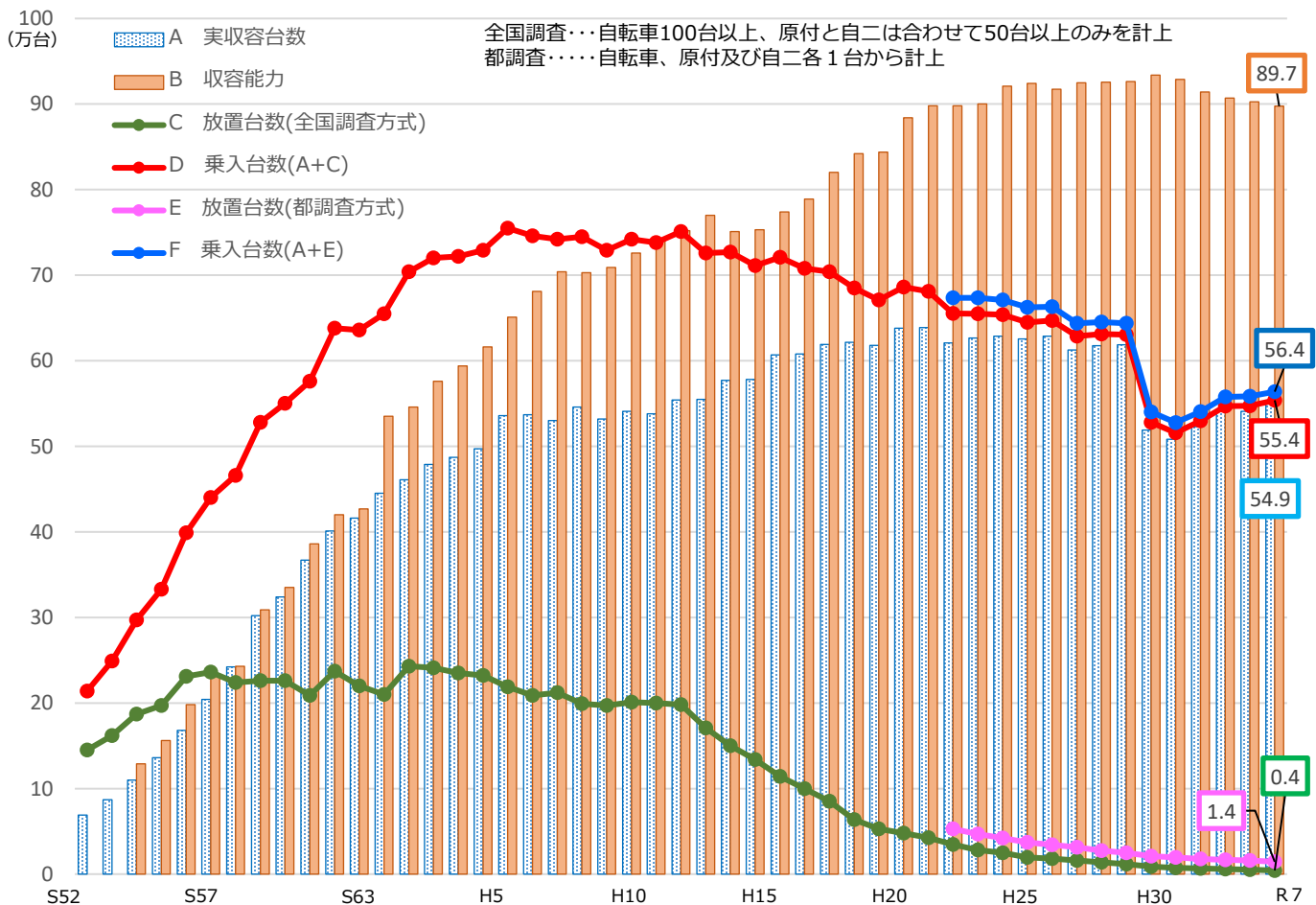
（1）自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

自転車、原付及び自二の放置台数は、**14,366台（前年度比 1,676台減）**でした。
 うち、自転車のみの放置台数は、**13,394台（前年度比 1,482台減）**でした。

（2）自転車の放置率（乗入台数に占める放置台数の割合）……区3.7%、市部0.4%、町村部0.4%

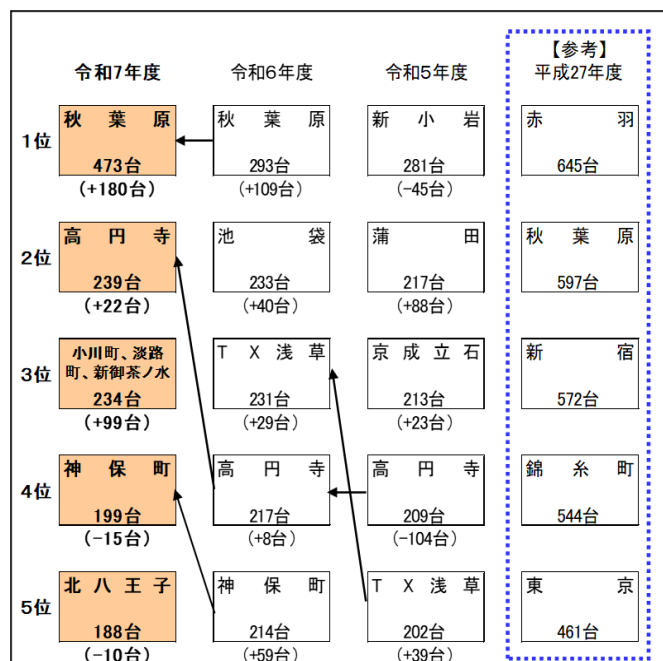
自転車の放置率は区部が高く、高い順に、千代田区46.5%、中央区24.7%、渋谷区23.1%、文京区19.4%、台東区19.1%でした。

【図-1】 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数推移（自転車、原付及び自二を含む。）

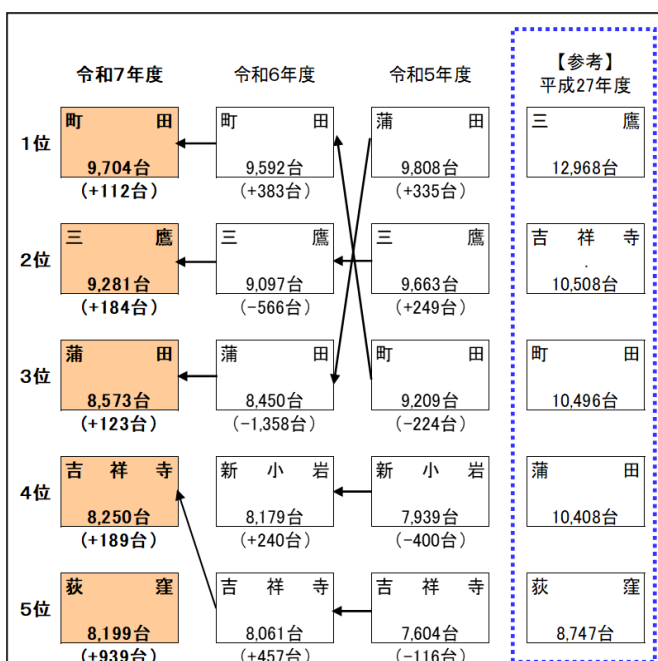


2 放置台数及び乗入台数が多い駅

【図-2】 放置台数が多い駅の推移



【図-3】 乗入台数が多い駅の推移



※乗入台数…放置台数と自転車等駐車場の駐車台数の合計

3 放置自転車等の減少に向けた主な施策

良好な交通環境を整備するとともに街の美観を確保するため、区市町村をはじめ鉄道・バス事業者、警察、商工関係団体等と連携しながら放置自転車対策に取り組んでいます。

(1) 自転車等駐車場の設置等（投資的経費）

令和6年度の区市町村における自転車等駐車場の整備等に要する経費の合計は、約17.3億円（昨年度比 約15.3億円減）でした。

(2) 自転車等駐車場の維持管理・放置自転車の撤去等（消費的経費）

令和6年度の区市町村における自転車等駐車場の維持管理や放置自転車等の撤去等に要する経費の合計は、約160.1億円（昨年度比 約13.6億円増）でした。
またそのうち、放置自転車の撤去、保管及び返還に要する経費は、約53.7億円でした。

(3) 都内6区との協働体制

駅前放置自転車の多い6区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区）と放置自転車対策協議会を開催し、各区のノウハウを共有するなど放置自転車対策の推進を図りました。

(4) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

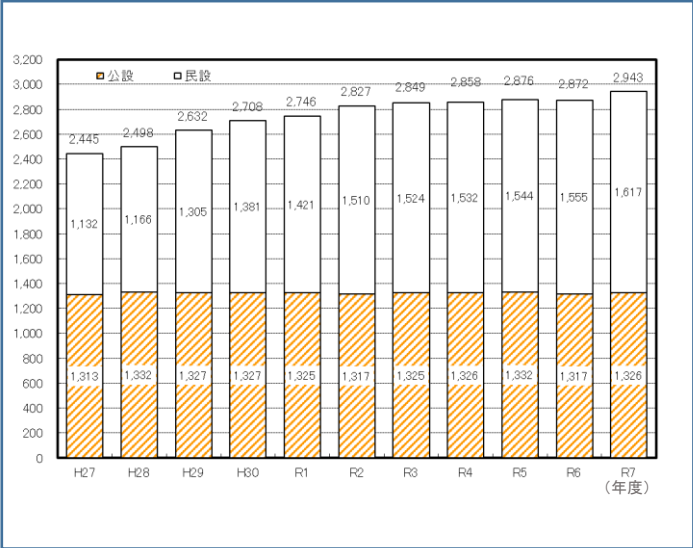
令和7年10月の「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」では、駅構内や電車・バス車内へのポスター掲出のほか、デジタルサイネージ、ウェブ広告を活用した広報活動を展開しました。さらにキャンペーン期間中は、区市町村による放置自転車の撤去を積極的に実施しました。

- ・駅前等での広報啓発活動 : 123駅実施、延べ870日
- ・ポスター掲出 : 約3.5万枚
- ・リーフレット配布 : 約10万枚
- ・放置自転車の撤去 : 542駅実施、6,987台撤去

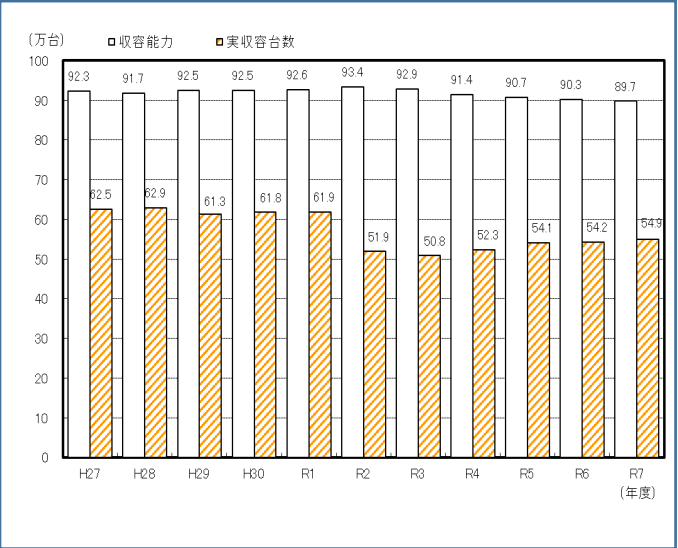
4 自転車等駐車場の設置状況 【図-4,5】 参照

- (1) 令和7年8月末日現在、駅周辺の自転車等駐車場は、2,943箇所（前年度比71箇所増）でした。そのうち公設は1,326箇所（前年度比9箇所増）、民設は1,617箇所（前年度比62箇所増）でした。近年は、民間事業者による自転車等駐車場の設置が増加しています。
- (2) 収容能力は、897,461台（前年度比5,194台減）、実収容台数は、549,491台（前年度比7,284台増）でした。

【図-4】 設置者別自転車等駐車場の推移



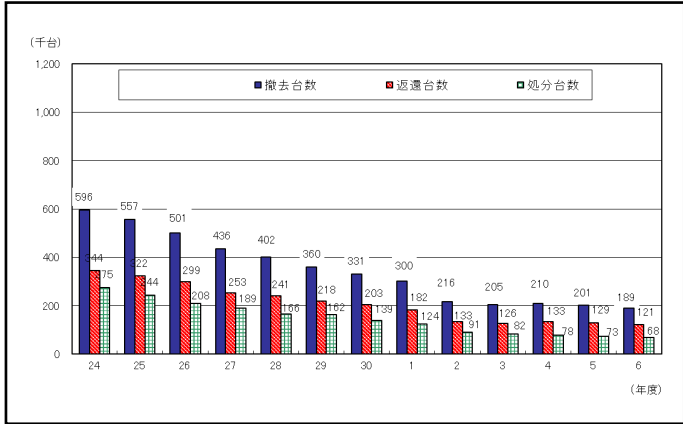
【図-5】 収容能力及び実収容台数の推移



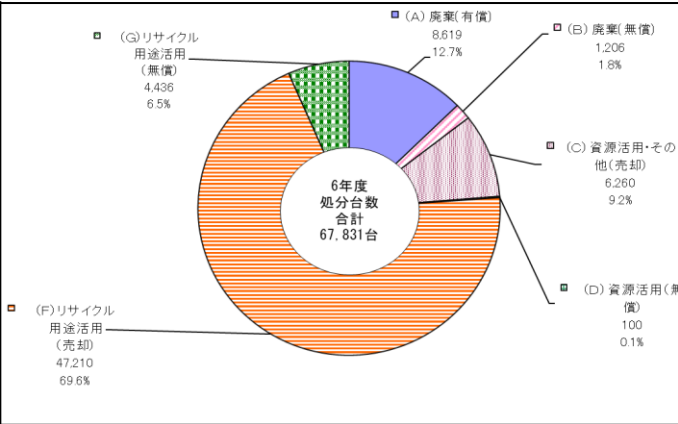
5 令和6年度における放置自転車等の撤去、処分等の状況 【図-6,7】 参照

- (1) 令和6年度に区市町村が撤去した放置自転車等：188,561台（5年度比12,513台減）
- (2) 令和6年度に持ち主に返還された台数：121,425台（5年度比7,873台減）
- (3) 令和6年度に区市町村が処分した台数：67,831台（5年度比5,035台減）
- ※ 返還台数、処分台数には、令和5年度中に撤去されたものを含みます。

【図-6】 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移



【図-7】 撤去自転車及び原動機付自転車の処分内訳



- ・廃棄処分 (A+B) : 9,825台 (14.5%)
- ・鉄くずとして資源活用 (C+D) : 6,360台 (9.4%)
- ・リサイクル用途 (F+G) : 51,646台 (76.1%)

1 交通事故の状況（現行計画の目標と成果）

- ・直近の死者数は、21人で前年比－4人。18人(R3)に次いで**過去2番目に少なく、発生件数は直近3年同程度で推移**
 - ・現行計画の目標「**死者数18人以下**」「**発生件数7,000件以下**」は**未達成**
「**駅前放置自転車台数15,000台以下**」は令和6年度時点で**達成**
 - ・**高齢者**の事故件数割合は**2割半ば**、死者数では**約7割**を占めともに最多
 - ・自転車事故のうち**当事者が何らかの違反**をしている割合が**約7割**
- ・交通反則通告制度(青切符)の導入を踏まえた基本的な交通ルールの周知
・ライフステージに応じた安全教育の推進

	令和5年	令和6年	令和7年	
				前年比
死者数	32	25	21	-4
発生件数	14,524	13,773	13,845	+72
駅前放置自転車台数	15,474	14,876	13,394	-1,482

出典：警視庁及び東京都統計

2 計画の概要

1 位置付け

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(§8)に基づき、自転車の安全利用に関する取組を総合的に推進するための計画（計画期間：令和8年度から令和12年度までの5か年）
第12次東京都交通安全計画の自転車に関する部分を体系的にまとめたもの

2 目標

自転車乗用中死者数「18人以下」（R7・21人） **自転車事故発生件数「10,000件以下」（R7・13,845件）**
駅前放置自転車台数「12,000台以下」（R7・13,394台）

3 主な取組

高齢者層：身体機能の変化を捉えた取組を強化 **未就学児：保護者とともに楽しく学べる**安全教育の推進

3 主な取組

- ・ 国は自転車の交通安全教育の充実化に向け、ライフステージごとに身に付けるべき「技能」「知識」「行動・態様」を整理・体系化し、教育目標を設定した「**自転車の交通安全教育ガイドライン**」を策定
- ・ 令和8年4月より自転車の交通違反に対する「**交通反則通告制度（青切符）**」を導入

これらの動向を踏まえ、東京における自転車安全利用を一層推進するため、以下の施策を展開

1 道路交通環境の整備

- **自転車通行空間や自転車駐車場の整備**を継続的に実施

2 交通安全意識の啓発

- 警察庁「**自転車の交通安全教育ガイドライン**」の考え方を踏まえ、年齢や生活環境に応じた安全教育を推進
- 区市町村と連携し、**未就学児向け**の自転車安全教育の定着に向けたモデル事業を実施
- 事故件数の増加が著しい**高齢者層**に対しては、身体機能の変化を捉えた取組を強化
- 「**交通反則通告制度（青切符）**」導入を踏まえた交通安全教育の充実及び基本的な交通ルールの周知
- **ヘルメット着用**促進に向けた啓発活動の推進
- **電動アシスト自転車**の特性周知も併せて安全利用について普及啓発
- 利用が拡大している**自転車シェアリング**について、事業者等と連携し普及啓発を促進
- 自動車運転者に対して、**自転車の車道通行**への普及啓発を強化

3 道路交通秩序の維持

- 悪質・危険な違反者に対する指導取締りの実施
- 鉄道事業者や関係団体と連携した駅前放置自転車クリーンキャンペーンの効果的展開

4 安全運転と車両の安全性確保

- 関係機関と連携した**自転車の点検整備**等の普及啓発

5 被害者の支援

- **自転車損害賠償保険等**への加入促進

第 43 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱（案）

1 目的

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっている。これまで、区市町村や関係機関等の地道な努力により放置自転車の状況は改善しているものの、都内では依然として約 1.4 万台の自転車等（うち、自転車は約 1.3 万台）が駅周辺に放置されている。

このため、東京都では「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車通勤する従業員の駐輪場所の確保・確認や顧客に対する駐輪場利用の啓発等を事業者の責務と規定するなど、社会全体による放置自転車対策を推進しているところである。

さらに、東京都自転車安全利用推進計画において、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年で駅前放置自転車の台数を 1.2 万台以下にすることを目標に掲げており、引き続き目標達成が求められている。

こうした中、放置自転車問題を広く都民に訴えるため、関係機関等が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施する。

2 実施内容

- (1) 別紙 1 のとおりとする。地域別、機関等別の具体的な実施内容は、各機関・団体が作成する「実施計画」で定める。
- (2) 活動の重点は次のとおりとする。
広報活動及び駅前放置自転車の撤去等
- (3) 統一標語は次のとおりとする。

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

3 実施時期

令和 8 年 10 月 22 日（木曜日）から同月 31 日（土曜日）までの 10 日間とする。また、キャンペーンの事前周知活動もあわせて実施する。

4 実施・参加機関等

- (1) 実施・参加機関等は次のとおりとする。

主 催：東京都・区市町村

構成団体：国土交通省（東京・相武国道事務所）、警視庁、東京消防庁、東日本旅客鉄道（株）、（一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）、（一社）東京バス協会、（一社）東京ハイヤー・タクシー協会、東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都商店街振興組合連合会、（一財）自転車産業振興協会、東京都自転車商協同組合、（一社）全国銀行協会、関東百貨店協会、（一財）日本自転車普及協会、（一社）日本二輪車普及安全協会、（一財）東京都交通安全協会、東京都公立高等学校長協会、（一財）東京都私立中学高等学校協会、東京都町会連合会、（一社）東京宝くじ協会、（公財）自転車駐車場整備センター、（一社）東京母の会連合会、（公社）東京都専修学校各種学校協会、（公財）東京しごと財団（東京都シルバー人材センター連合）、（公社）東京都老人クラブ連合会、東京都障害者団体連絡協議会（東京都肢体不自由児者父母の会、東京都盲人福祉協会）、東京消費者団体連絡センター ※順不同

協力団体：（一社）東京都個人タクシー協会、日本チェーンストア協会、（一社）自転車協会、
（公財）東京都道路整備保全公社、（一社）自転車駐車場工業会 ※順不同

(2) 各実施・参加機関等の役割は別紙 2 のとおりとする。

5 実施計画の策定

(1) 実施機関等は、この大綱及び別に定める駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領に基づき、それぞれ実施計画を策定し、駅前放置自転車クリーンキャンペーン幹事会において報告する。

(2) 区市町村実施計画に関する事項は以下のとおりとする。

ア 区市町村実施計画の中に、区市町村以外の機関・団体の実施又は協力すべき事項を採り入れる場合には、関係機関相互の連携を高めるため、区市町村が中心となって、「〇〇区（市町村）駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会」等の連絡、調整機関を設けるよう努めるものとする。

イ 区市町村以外の機関・団体等は、区市町村実施計画について協力の要請があったときは、可能な限り応じるものとする。

(3) 駅前放置自転車台数を 1.2 万台以下にする目標の達成に効果的な実施計画を検討する。

6 首都圏駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

首都圏駅前放置自転車対策協議会加盟の隣接 3 県（埼玉県・千葉県・神奈川県）及び 5 政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）は密接に連携し、クリーンキャンペーンを統一実施する。

駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施内容

1 広報活動

(1) 印刷物

ア ポスターの掲示

各駅構内、電車・バスの車内、その他公共的施設等に掲示する。

イ リーフレットの配布

各駅周辺や各参加機関・団体の窓口等において配布する。

ウ 広報紙等への掲載

各参加機関・団体で発行している広報紙・機関紙やホームページ等にキャンペーンの内容を掲載する。

(2) 各種SNS等を活用したPR活動

アニメーション広報動画を作成し、YouTube や X、Instagram といった各種SNSや街頭ビジョンで放映し、駅前放置自転車についての発信を行う。

ア 報道関係への情報提供（プレス）

（ア） キャンペーンの実施について各報道機関へ情報提供する。

（イ） 放置自転車の実態、キャンペーンの実施の模様等について広く都民に周知するよう働きかける。

(3) その他

ア 広報用品の配布

イ その他

地域や参加団体の実情に対応した広報活動を行う。「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、事業者等への広報活動を行う。

例：広報車、パレード、横断幕の掲出、町内掲示板へのポスター掲示、リーフレットの配布、駅構内・車内放送による広報、駅頭指導・呼びかけなど

2 放置自転車等の撤去、保管、返還、処分

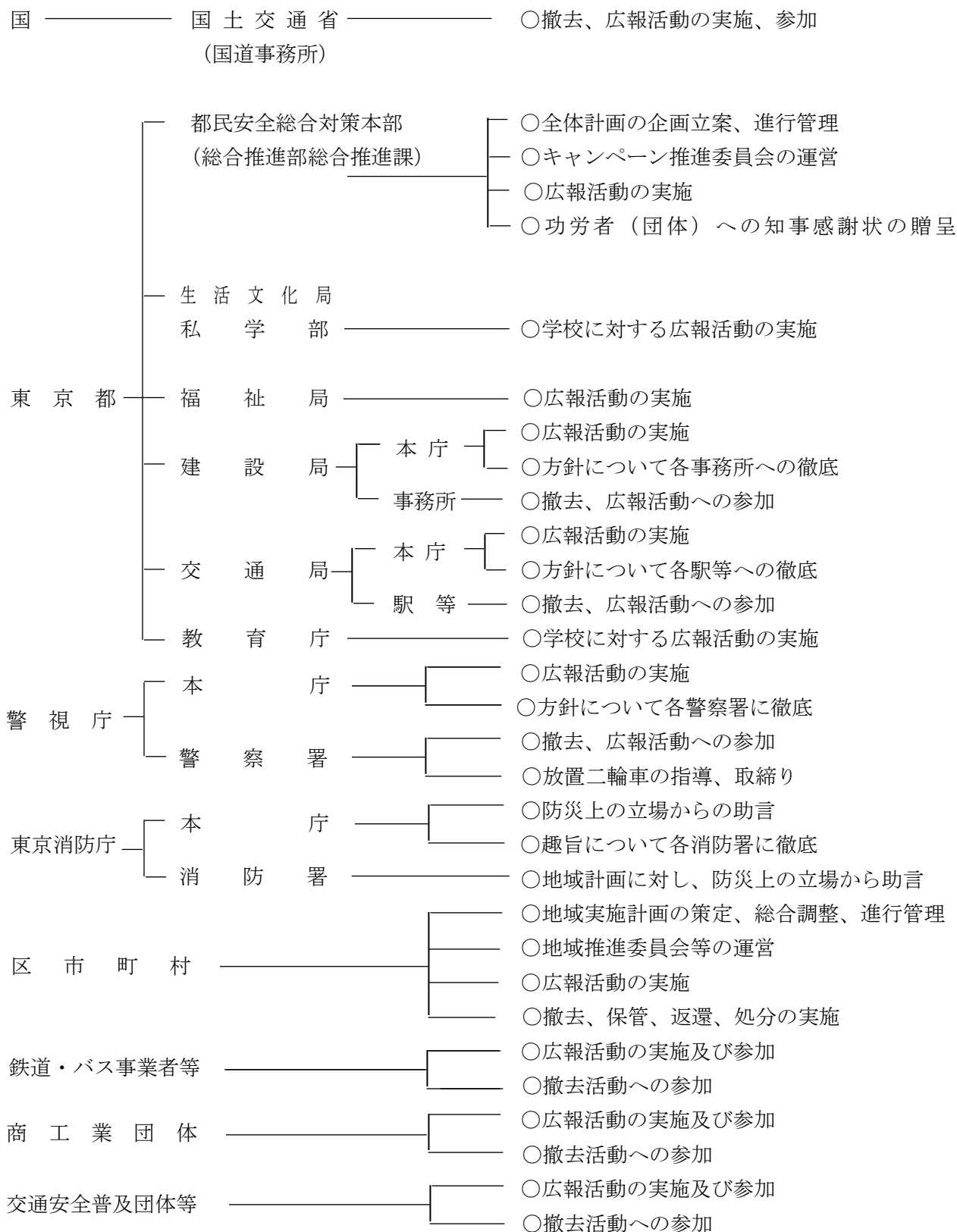
撤去の対象駅、実施期日、撤去の方法、必要人員、必要機材、参加団体の範囲及び役割分担、撤去自転車等の保管場所、返還方法、処分方法等の具体的内容については、区市町村ごとに「実施計画」で定める。なお、計画の立案についての要領は別に定める。

3 その他

放置自転車対策功労団体・功労者への知事感謝状贈呈

区市町村からの推薦に基づき、地域の放置自転車対策事業に積極的に協力及び貢献している方々に対して、知事名による感謝状を贈呈する。

実施・参加機関等の役割



第 43 回駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領（案）

1 実施計画策定の基本的な考え方

- (1) 実施計画は、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱」に沿って策定すること。
- (2) 各団体は、可能な限り多様な内容を計画に盛り込むよう努力すること。
- (3) 昨年度までと同様、今年度も計画時と報告時に同一の様式を使用することとした。実施報告時には計画時に記入した内容を更新して提出すること。

2 活動内容

(1) 広報活動

広く都民に周知するため、可能な限り多様な広報媒体等を活用すること。

【例】○マスコミへの情報提供

積極的な報道発表及び取材協力

○テレビ・ラジオ等の利用

テレビ・ラジオでの放送、車内・駅構内等での放送、広報車等の活用

○印刷物の作成・掲出、配布

ポスター、リーフレット、広報紙（誌）、機関・団体紙（誌）等の作成、配布

○駅頭での呼びかけ等

駅頭での指導・呼びかけ、パレードの実施、「歩こう運動」等住民運動の推進等

○その他

講演会等の実施、広報用品の配布、関係先への呼びかけ等

(2) 放置自転車等の撤去、保管、返還、処分

放置自転車等の撤去場所（駅）、期日、方法、体制（人員、機材、参加団体の範囲及び役割分担）のほか、保管場所、返還方法、処分方法等は、関係機関と協議しつつ、区市町村が従前から実施している方法を基準として定めるものとする。

(3) その他

各団体は、それぞれの下部組織・団体又は協力団体等に対し、本キャンペーンについての周知徹底、参加協力等の指示又は要請をできるだけ早期に広範囲に行うものとする。

3 実施計画書の作成

実施計画書の作成に当たっては、別紙 1 を参考とすること。

4 実施計画書の提出

- (1) 提出期限 令和 8 年 7 月 24 日（金曜日）
- (2) 提出方法 メールで御提出ください。
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出先 東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課 担当：高橋・渡邊
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 第 1 本庁舎北塔 3 4 階
電 話 03-5388-3124
メール S1170301@section.metro.tokyo.jp

【区市町村用（別記様式1）】

1 クリーンキャンペーンのための組織

令和7年度版「駅前放置自転車の現況と対策」P61、62の協議会等の下部組織（地域支部等）を指します。

2 駅頭広報活動・撤去等活動（移送・移動も含む。）

(1) 駅頭広報活動・撤去等実施予定の路線名・駅名を記入の上、参加団体のセルに「○」を御記入下さい。実施予定の駅が多く、記入欄が足りない場合は複写対応をお願いします。また、都ホームページへの掲載可否について、どちらかに丸を付けて下さい。

(2) 自動車延べ動員数について、広報活動や撤去等活動に利用する車両数（車両利用数）を御記入下さい。

(3) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン期間中（10月22日から31日まで）は実施予定の日付に「○」を付けてください。キャンペーン期間前後に実施予定の場合は、その日付を御記入ください。

3 広報媒体等

(1) 印刷物、看板等

- 区市町村で掲載予定の広報紙等について、名称や発行時期、掲載回数を御記入ください。
- ホームページについて当該ホームページや掲載予定期間を御記入ください。
- ポスター、リーフレットについては、都作成分、（区市町村）独自作成分、自転車駐車場整備センター作成分等の別に、種類や枚数を御記入ください。
- 注意・警告札、看板、横断幕、のぼり旗について、活用する種類や枚数を御記入ください。

(2) 広報媒体

報道発表やテレビ・ラジオ等を活用した広報活動、住民運動や講演会等の予定を御記入ください。

※4～6については、実施報告時に御記入ください。

【鉄道・バス事業者用（別記様式2）】

1 広報紙（誌）・メールマガジン、ホームページ等への掲載予定を御記入ください。
なお、発行数等については、実施報告時に御記入ください。

2 独自作成のポスター、リーフレット、PR用配布品等
独自作成の取組がある場合は、御記入下さい。

3 都作成のポスター、リーフレットの活用
都が作成し配布するポスターの数量を「車内」「駅構内（停留所、営業所、案内所を含む。）」「デジタル（サイネージ等）」「その他（本社執務室等）」の別に御記入ください。

4 車内・駅構内の放送について

放送について、「車内」「駅構内（停留所、営業所、案内所を含む。）」や「都が作成する動画の活用」について、御記入ください。

5 駅頭活動

駅ごとの活動状況を御記入ください。なお、都ホームページへの掲載可否について、どちらかに丸を付けて下さい。

6 その他の活動

都作成のリーフレットの活用含め、その他の活動が予定されている場合は、御記入下さい。

※7の意見欄は実施報告時に御記入ください。

【区市町村以外の団体用（別記様式3）】

1 広報紙（誌）・メールマガジンの発行、ホームページ等への掲載

なお、発行数等については、実施報告時に御記入ください。

2 独自作成のポスター、リーフレット、PR用配布品等

独自作成の取組がある場合は、御記入下さい。

3 都作成のポスターの活用

都が作成し配布するポスター数量、掲出先・配布先について御記入下さい。

4 自転車駐車場整備センター作成のポスターの活用

自転車駐車場整備センターが作成し配布するポスター数量、掲出先・配布先について御記入下さい。

5 都作成のリーフレット活用

都が作成し配布するリーフレットの数量、掲出先・配布先について御記入下さい。

6 駅頭活動駅ごとの取組内容と併せて都ホームページへの掲載可否について、御記入下さい。

7 その他の活動

その他の活動を予定している場合は、御記入下さい。

※8の意見欄は実施報告時に御記入ください。

駅前放置自転車クリーンキャンペーン標語の継続使用について

【提案内容】

来年度（令和 9 年度 第 44 回駅前放置自転車クリーンキャンペーン）で使用する標語について、現在の標語「自転車の 代わりに置こう 思いやり」を継続使用する。

【提案の趣旨説明】

1 標語変更の経緯

- 駅前放置自転車クリーンキャンペーンでは、昭和 60 年（第 2 回）から平成 7 年（第 12 回）まで、標語を一般募集し、翌年のキャンペーンに使用
- 平成 8 年（第 13 回）からは、「困ります！ 自転車置きざり 知らんぷり」の標語を使用
- 平成 28 年 9 月開催の幹事会において、標語の変更を事務局より提案しました。その後、推進委員会の各委員に照会し了承が得られたため、一般募集により新しい標語「放置ゼロ キレイな街で おもてなし」を選定
- 新標語の使用にあたっては、使用期間は概ね 5 回（5 年間）を原則とし、毎年度の推進委員会において、次年度の継続使用の可否について決定し、実施大綱に反映
- この手続きに基づき、平成 29 年度の第 34 回から令和 2 年度の第 37 回まで「放置ゼロ キレイな街で おもてなし」の標語を使用し、令和 3 年度の第 38 回目から令和 8 年度の第 43 回目（今回）まで「自転車の 代わりに置こう 思いやり」の標語を使用

2 駅前放置自転車クリーンキャンペーン標語の継続使用について

- 令和 9 年度第 44 回駅前放置自転車クリーンキャンペーンで使用する統一標語については、継続使用することが効果的と認められるため、引き続き、「自転車の 代わりに置こう 思いやり」を使用することとしたい

(案)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱

昭和59年 5月16日 59生文企交第 23号
改正 令和4年10月3日 4生安総第 601号
改正 令和5年7月24日 5生安総第 345号
改正 令和6年4月1日 6生安総第 9号
改正 令和7年3月25日 6生総総第2818号
改正 令和7年6月24日 7安総総第 379号
改正 令和8年6月24日 8安総総第 号

(設 置)

第1 放置自転車問題を広く都民に訴えるための「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を関係機関・団体が相互に協力して実施するため、駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱の策定
- (2) 関係機関・団体が策定する「クリーンキャンペーン実施計画」の調整
- (3) その他駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施に必要な事項

(構 成)

第3 推進委員会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、別表1及び別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(任 期)

第4 委員の任期は、委嘱をした日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で委員を変更する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5 会長は、都民安全総合対策本部長をもって充てる。

- 2 会長に事故があるときは、会長が指定する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第6 推進委員会は、会長が招集し、主宰する。

(幹事会)

第7 推進委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進委員会から付託を受けた事項について協議・調整する。
- 3 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 4 幹事は、別表1に掲げる委員が指名する者及び別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事の任期は、委員の任期を準用する。
- 6 幹事会は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部長が招集し、主宰する。

(標語選定委員会)

第8 幹事会に標語選定委員会を置く。

- 2 標語選定委員会は、駅前放置自転車クリーンキャンペーン統一標語について協議・調整する。

(案)

3 標語選定委員会は、別表1の1区代表1名、同市代表1名、別表1の2鉄道・バス等事業者代表1名、別表1の3商工業団体代表1名、別表1の4交通安全普及団体等代表1名、別表3代表4名及び首都圏放置自転車対策協議会代表1名により構成する。

4 標語選定委員長は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部長をもって充てる。

5 標語選定委員会は、標語選定委員長が招集し、主宰する。

6 標語の募集及びその他の事務は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課が行う。

(公開等)

第9 推進委員会、幹事会及び標語選定委員会は、公開で行うものとする。ただし、推進委員会幹事会及び標語選定委員会の決定により非公開とすることができる。

2 推進委員会、幹事会及び標語選定委員会の会議録等は、公開するものとする。

(庶務)

第10 推進委員会の庶務は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課において処理する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、東京都都民安全総合対策本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和59年5月16日から施行する。

2 要綱第4の規定にかかわらず、当初の委員及び幹事の任期は、昭和60年3月31日までとする。

附 則 (60生文総交第20号)

この要綱は、昭和60年5月2日から施行する。

附 則 (61生文総交第35号)

この要綱は、昭和61年5月27日から施行する。

附 則 (62生文総交第19号)

この要綱は、昭和62年5月13日から施行する。

附 則 (2生文総交第254号)

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。ただし、第3及び第5の第2項の改定規定は平成2年7月19日から施行する。

附 則 (7生文総交第56号)

この要綱は、平成7年5月9日から施行する。

附 則 (8生文総交第14号)

この要綱は、平成8年5月10日から施行する。

附 則 (10生文総交第23号)

この要綱は、平成10年5月18日から施行する。

附 則 (11生文総交第327号)

1 この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

2 東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)の公布の日前に開催された委員会及び幹事会の会議録等の取扱いについては、この要綱による改正後の駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱第8第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (12生文総交第19号)

この要綱は、平成12年4月18日から施行する。

附 則 (13生都協交第5号)

この要綱は、平成13年4月18日から施行する。

附 則 (16生文総安第3号)

この要綱は、平成16年4月5日から施行する。

附 則 (16生文総安第199号)

(案)

この要綱は、平成16年8月13日から施行する。

附 則 (17生文総安第172号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (17青青総第459号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (18青総総第766号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (22青総総第13号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (22青総総第182号)

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則 (24青総総第140号)

この要綱は、平成24年6月22日から施行する。

附 則 (25青総総第34号)

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

附 則 (27青総総第31号)

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附 則 (28青総総第421号)

この要綱は、平成28年12月16日から施行する。

附 則 (30青総総第782号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (3都安総交第1234号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (4生安総第601号)

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

附 則 (5生安総第345号)

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

附 則 (6生安総第9号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (6生総総第2818号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (7安総総第379号)

この要綱は、令和7年6月24日から施行する。

附 則 (8安総総第 号)

この要綱は、令和8年6月23日から施行する。

(案)

別表 1

- 1 行政機関
国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長
国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長
警視庁交通部交通規制課長
東京消防庁警防部参事兼警防課長
区 代 表 (5 区)
市 代 表 (5 市)
町 村 代 表 (1 町村)
- 2 鉄道・バス等事業者
東日本旅客鉄道(株)首都圏本部企画総務部経営戦略ユニットチーフマネージャー
(一社) 日本民営鉄道協会 (関東鉄道協会) 運輸部長
(一社) 東京バス協会常務理事
(一社) 東京ハイヤー・タクシー協会常務理事
- 3 商工業団体
東京商工会議所広報部部長
東京都商工会連合会専務理事
東京都商店街振興組合連合会事務局長
(一財) 自転車産業振興協会常務理事
東京都自転車商協同組合理事長
(一社) 全国銀行協会総務部長
日本百貨店協会理事
- 4 交通安全普及団体等
(一財) 日本自転車普及協会業務執行理事
(一社) 日本二輪車普及安全協会東京都二輪車普及安全協会会長
(一財) 東京都交通安全協会理事長
東京都公立高等学校長協会会長
(一財) 東京私立中学高等学校協会文化部副部長
東京都町会連合会副会長
(一社) 東京宝くじ協会専務理事
(公財) 自転車駐車場整備センター常務理事
(一社) 東京母の会連合会副理事長
(公社) 東京都専修学校各種学校協会専務理事・事務局長
(公財) 東京しごと財団区市町村シルバー人材センター代表
(公社) 東京都老人クラブ連合会会長
東京都障害者団体連絡協議会 (一社) 東京都肢体不自由児者父母の会連合会会長
東京消費者団体連絡センター事務局長

別表 2

東京都都民安全総合対策本部総合推進部長
東京都生活文化局私学部長
東京都福祉局事業調整担当部長
東京都建設局道路管理部長
東京都交通局電車部長
東京都教育庁指導部長

(案)

別表 3

東京都都民安全総合対策本部総合推進部交通安全担当課長	
〃	交通安全対策担当課長
〃	交通安全対策担当課長
東京都生活文化局私学部私学行政課長	
東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長	
東京都建設局道路管理部監察指導課長	
東京都交通局電車部営業課長	
東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長	

(案)
「駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱」 新旧対照表

改 正 案	現 行
第 1 から第 11 まで（現行のとおり） <u>附 則（8 安総総第 号）</u> <u>この要綱は、令和 8 年 6 月 23 日から施行する。</u> 別表 1 1 （現行のとおり） 2 鉄道・バス等事業者 東日本旅客鉄道(株)首都圏本部企画総務部経営戦略ユニットチーフマネージャー （一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会） <u>運輸部長</u> （一社）東京バス協会常務理事 （一社）東京ハイヤー・タクシー協会常務理事 別表 2 （現行のとおり） 別表 3 東京都都民安全総合対策本部総合推進部交通安全担当課長 〃 交通安全対策担当課長 〃 交通安全対策担当課長 <u>（削除）</u> 東京都生活文化局私学部私学行政課長 東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長 東京都建設局道路管理部監察指導課長 東京都交通局電車部営業課長 東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長	第 1 から第 11 まで（現行のとおり） 別表 1 1 （略） 2 鉄道・バス等事業者 東日本旅客鉄道(株)首都圏本部企画総務部経営戦略ユニットチーフマネージャー （一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）運輸調整部長 （一社）東京バス協会常務理事 （一社）東京ハイヤー・タクシー協会常務理事 別表 2 （略） 別表 3 東京都都民安全総合対策本部総合推進部交通安全担当課長 〃 交通安全対策担当課長 〃 交通安全対策担当課長 〃 交通安全対策担当課長 東京都生活文化局私学部私学行政課長 東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長 東京都建設局道路管理部監察指導課長 東京都交通局電車部営業課長 東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱の改正について

1 これまでの経緯

令和 8 年 4 月 1 日付 庁内の組織改編により、駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱 第 5、第 7、第 8、第 10、第 11、別表 2 及び別表 3 に記載する組織名及び役職名を変更した。

2 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱 別表 1 の改正について

推進委員の「職指定」について、各構成団体からの申し出により、設置要綱に記載する役職名等を変更する。